

電原運第65号
平成21年12月28日

島根県
総務部
消防防災課長
井塚 嗣夫 殿

中国電力株式会社
電源事業本部部長（原子力）
古林 行雄

島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画における読み替えについて

SPDS伝送の運用変更に伴い、島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画について、
次回の修正まで添付資料のとおり読み替えにより運用しますので連絡致します。

添付資料

- ・島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

以上

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

「島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画」について下記のとおり読み替えを行う。

※読み替え箇所は“下二重線”で明示しています。

ページ	現 行	読み替え後	理由
17	2. 緊急時体制発令時の対応 (2) 原子力防災管理者は、この計画第2章第2節2.(1)「緊急時体制の発令」に規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに部長（原子力）に報告する。また、この際、原子力防災管理者は、SPDSデータを国へ伝送開始する。	2. 緊急時体制発令時の対応 (2) 原子力防災管理者は、この計画第2章第2節2.(1)「緊急時体制の発令」に規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに部長（原子力）に報告する。また、この際、原子力防災管理者は、SPDSデータが国へ伝送 <u>されていることを確認する。</u>	SPDS伝送の運用変更